

消費者教育としての税教育について

渡辺 純子
(平成2年9月29日受理)

Education of Tax on the Consumer Education

Sumiko WATANABE
(Received September 29, 1990)

1. 研究動機および目的

一般的に、税を「納める」と言わずに、「とられる」と表現する人が多いようである。また、税を逃れることが賢いと考えている人が少なくないようである。例えば、主婦のパート収入を非課税限度額におさえるよう、新聞やテレビ等のマスコミにおいて、納税者にならずにすむための“知恵”を授けている現状である。

税から逃れようとする意識は税について、後ろ向き、否定的な考えであり、本当の意味での関心とは言えないのではないだろうか。

1989年4月の消費税導入によって、税に対する関心が高まっているようではあるが、税とは嫌なものといった範囲を越えておらず、税のあり方を考える姿勢とはほど遠いように思われる。

筆者の担当科目の「家庭経済学」のテストの際、税に関する考えを求める出題を何度か試みたことがあるが、学生達の税に対する理解が乏しいことを痛感していた。

そこで、学生達の税に対する、素朴な意識を調べ、また、一般の人達の意識と合わせて、税教育の問題を探ろうと考えた。

2. 日本人の税意識

1) 学生の税意識

図-1と2は1988年度と1989年度の4月の授業の始めに、学生に、自由記述式で、税について意見を求めたものである。(学生達の素朴な意識を調べたいと考え、自由記述式をとったため、記述の表現がまちまちであったが、共通していると考えられるものをまとめて集計し

家庭経営学研究室

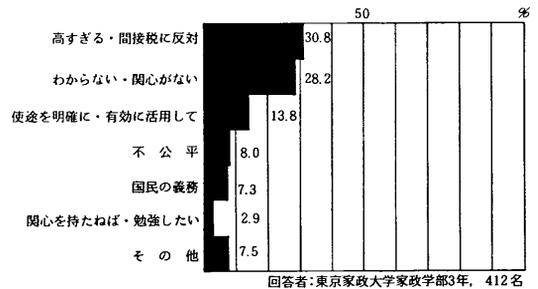


図1. 学生の税意識 (1988年度調査) (自由回答)

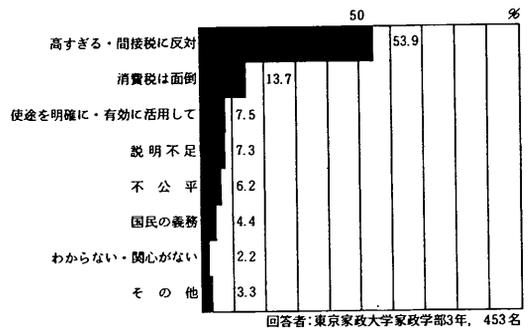


図2. 学生の税意識 (1989年度調査) (自由回答)

た)。両年度とも「高すぎる・間接税反対」という反発的な意見が最も多い点は共通した傾向といえるが、1988年度と1989年度とでは、消費税の導入前と導入後といった違いがあったため、回答内容が大分異なっている。即ち、1989年度の場合、消費税に対する反発が多く、税一

般についての回答はほとんど見られなかった。1988年度の「高すぎる」の回答の多くは「相続税が高すぎる」というもので、これは、相続税問題を扱ったテレビの特別番組を見た学生の反応であることが記述内容により、わかった。

「わからない」とか「関心がない」といった回答は消費税導入前と後とは、かなりの差があり、消費税の導入が、とにかく、税に対して関心をもたせる効果があったといえよう。「国民の義務」の回答内訳は、『税は必要なもの』『しかたがない』『国民としての義務』等であるが、この種の回答は1988年度の場合でも、1割に満たなかったが、消費税導入後の1989年度は、一段と少なくなっている。また、1988年度の場合は、「関心をもたねばならない」、「これから勉強したい」といった前向きと思える記述があったが、1989年度の場合には、そのような内容のものは、全く存在しなかった。

「その他」の内容は、1988年度の場合は、『マル優の廃止に反対』、『税はない方がよい・必要がない』、『今後、自分達の負担が重くなるのではないかと心配』、『間接税を高く、所得税を低くしてほしい』などで、1989年度の場合は、『消費税のために、関心もてた』、『1円玉の大切さがわかった』、『消費税に慣れた』などがあ

った。また、兩年度とも、『金持ちから、とればよい』というものが、若干あった。

いずれにせよ、税に対して、マイナスイメージが強く国民としての経済負担のあり方を前向きに考える姿勢に欠けるといえよう。

2) 一般の人々の税に対する関心

総理府および読売新聞社の調査結果によると(図-3, 4), 一般の人達の税に対する関心は強いといえるようではあるが、関心の中身がいかなるものであるかが問題ではないかと思われる。即ち、税を“とられる”と表現することが多いように、マスコミを通じての一般の人々の意識は、「税はいやなもの」という捉え方が多く、そのような内容のものを学生達が見たり、聞いたりすることによって、かなり影響されているようである。学生の回答の中に、「皆が騒いでいるのだから、税は間違っているのではないか」という内容のものがあつたが、学生に限らず、マスコミの取上げ方によって、一般の人々の意識も影響されることは、十分考えられる。

つまり、税についての関心が強いといっても、その内容が前向きであるか否かが問題ではないだろうか。

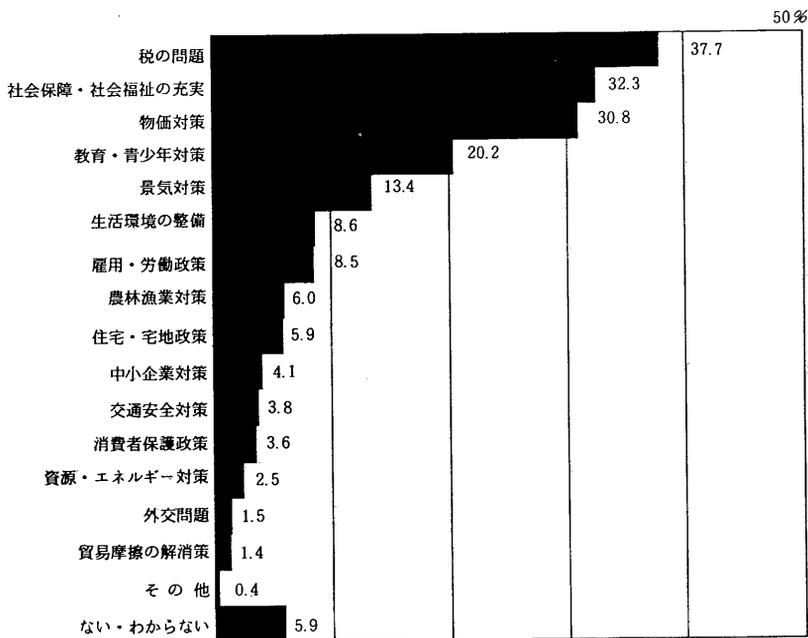


図3. 「政府に対する要望」 (1984年5月, 総理府調査)

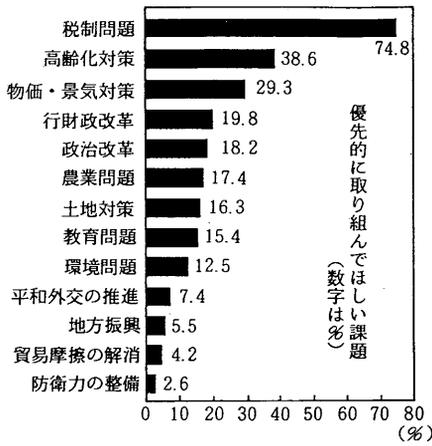


図4. 1989年8月読売新聞社調査

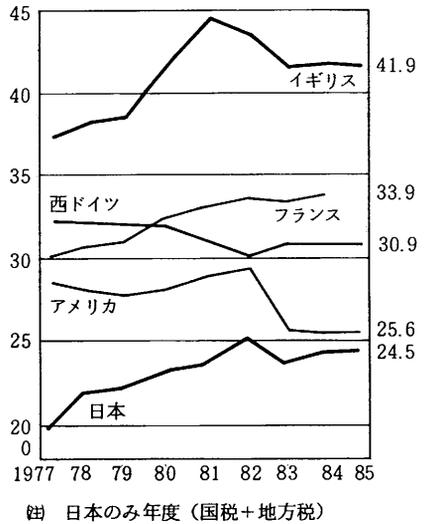
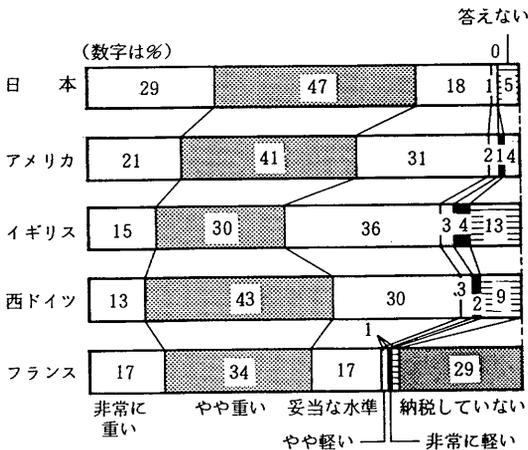


図6. 国民所得に対する租税負担率の国際比較 (注) 日本のみ年度 (国税+地方税)

3) 国際比較調査に見る、日本人の税意識

読売新聞社とギャラップ社共同の調査結果によると(図-5)、「税の負担感が重い」(非常に重い・やや重い)という日本人の意識が他国に比較して、最も多い結果となっている。国民所得に対する租税負担率の比較では、日本は他国に比べて、決して高すぎるとは言いえないようではあるが(図-6)、税に対する意識の違いが税の負担感の違いとなっているのであろうか。



(1989年3月, 読売新聞・ギャラップ調査)

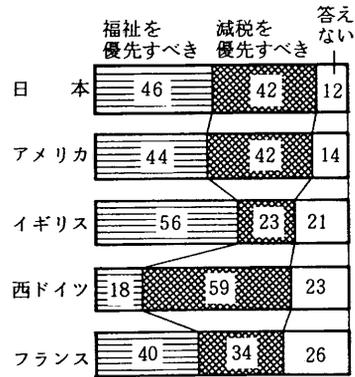
図5. 税金の負担感

図6. 国民所得に対する租税負担率の国際比較

(資料: 日本経済新聞社「ゼミナル日本経済入門」)

図-5の調査は、調査の対象者が、20才以上の男女有権者となっているが、回答者の中には、家族に扶養されている立場の場合もあるわけで、自分自身は納税(負担)していないが、負担感が強いと回答している場合があることも考えられる。

福祉を優先すべきか、減税を優先すべきかについての意識は(図-7)、税の負担率が高いイギリスの「福祉



(1989年3月, 読売新聞・ギャラップ調査)

図7. 福祉か減税か

を優先すべき」の回答が多く、「減税を優先すべき」の回答が少ない結果となっていることは、注目すべきではないだろうか。高福祉のためには、高負担はやむをえないという意識がイギリスにおいては、定着しているということであろうか。

高福祉を望むのであれば、国民の負担も高くなるわけで、消費税3%で反対の声が高い日本において、福祉と税負担のバランスをどのように考えるかが課題となるの

ではないだろうか。

4) 税に対する権利意識と義務意識

総理府の資料によると(図-8)、「国のために何かをしたい」という意識より「国から何かしてもらいたい」という意識の方が多く、その傾向は男性よりも女性の方が強いようである。また、高年令層より、若年層(特に、20代と30代の前半)にその傾向が強いようである。

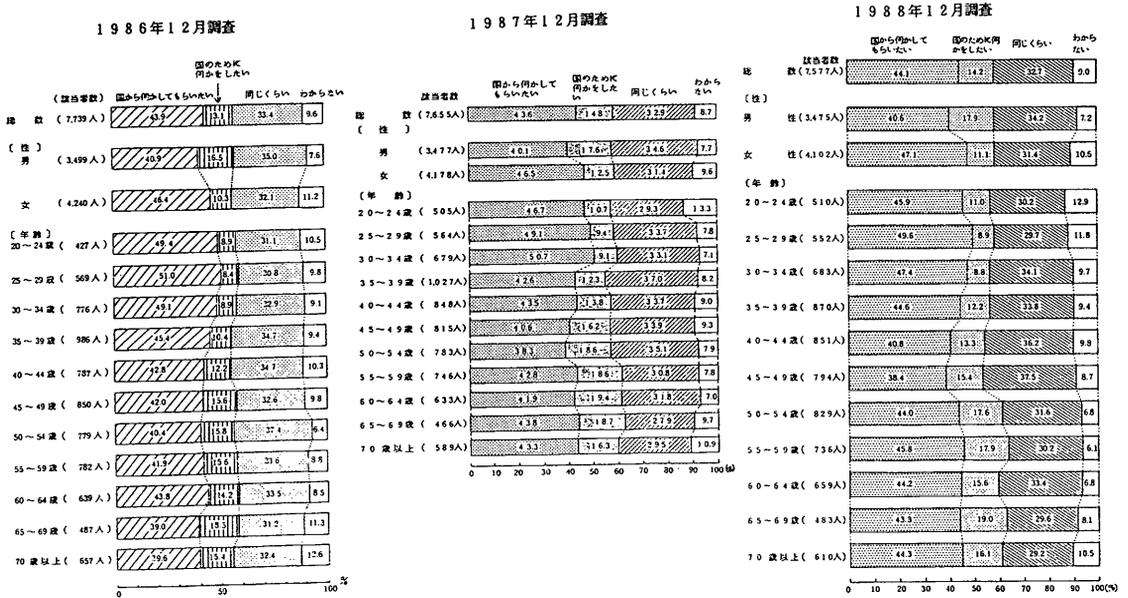


図8. 「国からの受益と国への奉仕」に関する意識 (総理府調査)

福祉の充実が、誰もが望むことであろうが、負担をどうするかということが重要な課題である。

女性のある経済学者は、福祉の充実を訴えながらも、「消費税廃止にもっていきたい」とテレビ等、マスコミにおいて述べておられたが、福祉の充実のための経済的裏付けをどのように考えておられるのであろうか。

高齢化に対する対策は、若年層の負担をあまり重くせず、社会的連帯感をいかに育てていくということが重要な課題と思われるが、そのためには、自分はどれだけ負担が出来るかといった、前向きな姿勢をもたせる教育が必要なのではないだろうか。

現在、負担分(納税額)が決して多くないか、あるい

は負担者となっていない若年層や女性達が負担に対して後ろ向きともいえる姿勢であることは経済教育に問題があるというべきではないだろうか。一般に、「国は何とかすべき」といった言葉を耳にすることが少なくないが、国と個人とは別個な存在であるような錯覚を抱いているのではないだろうか。つまり、国には、「打ち出の小槌」か「金の成る木」でもあるような発言の問題は、国民経済に関する教育が不十分、不徹底であるためではないかと思われる。

3. 学校における税教育の問題

学校における教育については、教科書の実態について

つまり、社会科教育が“台所感覚（生活意識）”を無視したものであったり、家庭科教育が“台所感覚”にしがみついているのでは、視野の狭い生活観となり、望ましい人間生活のあり方を考え難くし、それは、男女の役割分担の問題とも共通しているものと思われる。即ち、男性は台所感覚（生活意識）に欠け、結果的には生活無視の傾向があり、女性は目先や足元に目を奪われやすいといった傾向があり、それが、人間生活を総合的、現実的に捉えられない原因となっているのではないだろうか。

男女がお互いの欠点を補い合い、お互いの特徴を生かせるようにするには、男女があらゆる場面で協力することが望ましいわけである。

税制改革において、配偶者特別控除が設けられたことを、女性の内助の功が認められたと喜ぶ声があったようであるが、これは、時代に逆行した政策と思われ、喜ぶべきことではないと考える。配偶者の特別控除は、サラリーマンが事業所得者に対して抱いている不公平感を緩和させることを意図したものようではあるが、女性の能力を社会的に活用せねばならない時代であるにもかかわらず、女性は家庭において、家事を担当していれば良いといった時代遅れの生活観を若者たちに抱かせてしまう懸念がある。

税の不公平問題については、常に、サラリーマンは割りが悪い典型といわれている。たしかに、サラリーマンの所得はガラス張りであるため、税から逃れられないといった不満を抱くことになりやすいわけであるが、サラリーマンの夫に扶養されている妻は、国民年金（基礎年金）の保険料を免除されるといった、年金面で優遇されていることを考えると、公平、不公平の解釈は難しいように思われる。

税や社会保障費の経済的負担は応分の負担が原則であり、それが守られる限りは、所得の再分配（垂直的公平）が期待できるわけであるが、ある種の優遇措置や不正直な人達が存在する場合には、不公平が生じ、それが税な

どに対する不信任感、嫌悪感となってしまうものと思われる。

すべての人が満足するかたちは不可能であるとするならば、より公平なかたちを考えるべきであろう。その方策の一つは、不正直な人達からの税の徴収として、間接税の存在は重要であると考ええる。間接税については、逆進税であるといった問題があるが、低所得層は所得税の面において、もともと優遇されていることを考えれば、間接税の逆進性のみを問題にすることは、必ずしも適当なこととは言えないのではないだろうか。

税に対する不信任感の一つは、税がどのように使われているかの問題であり、学生の意識の中にも、「税が有効に使われているかが疑問」というものが若干、存在していたが、税を負担することによって、税に対する権利意識とでもいうべきか、税の使途（有益な使い方がなされているかといったこと）に、関心をもつ姿勢が出来るのではないだろうか。

これからの社会は男女の役割分担といった“甘い”状態はむしろ、不可能になると思われるが、肝心の教育の面が時代の変化に鈍感であってはならないと考える。

女性は所得が低いために（低く抑えて）、納税しなくてすむことを喜び、扶養家族に甘んじることをよしとするかぎり、女性の労働力が一人前に評価されないといった現実の問題を深刻に考えてみなければならない。従来、女性の職業とされている、保母、看護婦などの労働条件の改善が遅れているが、労働力不足が一層深刻になることを食い止めるためにも、女性は補助的労働力でよいといった考え方を改め、一人前の労働力とすべく、労働条件の改善を検討すべきである。そして、税などの社会保障費に対して、男女が生活者（消費者）として、どのように対応すべきかを考えることの出来る教育が必要であると考ええる。

（この論文は、1989年10月28日、日本消費者教育学会において口答発表したものである。）